

視 察 報 告 書

調査・研究テーマ	子ども施策について
目 的	子ども施策について先駆的取組をおこなっている明石市こども総合支援条例を学び、今後のさいたま市政に生かしていくため
内 容	<p>日 時：2018年5月18日（金） 10：30～11：30 場 所：明石市役所（兵庫県明石市中崎1-5-1） テーマ：明石市こども総合支援条例について 担 当：明石市福祉局子育て支援室相談支援担当課長 原 加奈絵 氏 同 相談担当係長 足立 享平 氏 参加者：高柳 俊哉、土井 裕之、熊谷 裕人、池田 麻里 小柳 嘉文、浜口 健司、富田 かおり、政務調査員 報告者：高柳 俊哉</p> 
概 要	<p>明石市こども総合支援条例（全25条と附則）は、こどもへの支援を総合的かつ継続的に進めていくための基本となる事項を定め、こどもの最善の利益を実現とすることを目的とし、平成29年4月より施行されている。</p> <p>本条例の基本理念は①こどもの成長段階に応じ、社会との関係性を構築し、自らの意見を表明するなど、こども自身が主体的に社会と関わることができるような環境整備を進めること。②障害の有無や国籍、人種、宗教などに関係なく、こどもが差別や虐待、体罰、いじめなどに苦しめられることのない社会を</p>

<p>概 要</p>	<p>目指すこと。③こどもは単なる“こども”でなく、明石の次代を担う存在であること。④行政や学校だけでなく、社会全体でこどもを支えることにある。</p>  <p>特に“こどもをみんなで支える”という観点から、市だけでなく、保護者・市民・学校等関係者・事業者などこどもを取り巻くステークホルダーの責務を定めている。</p> <p>本条例の特色として、こどもの定義を20歳まで拡大し、児童福祉法の対象外となる19・20歳までを対象としていること。また、明石市が進める「離婚前後のこどもの養育支援」「戸籍のないこどもへの支援」「妊娠期から切れ目のないこども・子育て支援」などの施策を明文化。条例制定過程において、市内小中学校から高校生まで、こども自身の声の反映を図っていることもあげられる。</p>
<p>所 見</p>	<p>明石市では「国の動きを待つことなく、自治体としてできることをスピード感をもってやる」として、こども施策においても、例えば、親の離婚前後におけるこども支援や戸籍のないこども支援についていち早く取り組んできた実績がある。その意味から単なる理念条例ではなく、それら具体的施策の裏付けとなる条例として大きな意味がある。国の法整備の前に自治体の“独自立法”の取り組みはぜひ学んでいきたい。</p> <p>さいたま市では本年4月より子ども・家庭総合センターが開所されたが、市長部局と教育委員会の縦割り所管を超える施策展開をしていくためにも、「こどもの最善の利益」に立ったこども総合条例のようなものが必要なのではないか。(明石市条例でも「学校関係者」の責務もうたっているが、福祉部門所管のため、教育委員会との連携は今後の課題にも見受けられたが)。</p>

<p>所 見</p>	 <p>明石市では来年4月の児童相談所開設に向けて準備を進めているが、条例の説明にあたった担当課長はその担当として市の公募に応じた弁護士である。本件に限らず外部人材を積極的に管理職に登用する取り組みについても、ぜひ参照していきたい。</p>
<p>会派基本政策</p>	<p>10. 「子どもの権利条約」等の精神を活かした青少年向け施策の積極展開</p>